

議案第 7 3 号

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第 3 項の規定により準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

渋川市長 星 名 建 市

理 由

令和 9 年 4 月 1 日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に伊勢崎市、下仁田町、甘楽西部環境衛生施設組合及び下仁田南牧医療事務組合が加入するため

別紙

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を下記のとおり変更することについて協議する。

記

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

群馬県市町村公平委員会共同設置規約（令和2年4月1日）の一部を次のように改正する。

別表中「沼田市 館林市」を「伊勢崎市 沼田市 館林市」に、「神流町」を「神流町 下仁田町」に、「邑楽館林医療企業団」を「邑楽館林医療企業団 甘楽西部環境衛生施設組合」に、「富岡地域医療企業団」を「富岡地域医療企業団 下仁田南牧医療事務組合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現に伊勢崎市、下仁田町、甘楽西部環境衛生施設組合又は下仁田南牧医療事務組合の公平委員会に対してなされている次の各号に掲げるものについては、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなす。

- （1） 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求
- （2） 職員に対する不利益な処分についての審査請求
- （3） 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談
- （4） 職員団体の条例に基づく登録の申請、登録事項の変更の届出及び解散の届出並びに職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の規定に基づく法人となる旨の申出
- （5） 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定に基づく公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査請求

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表	別表
共同設置する団体 伊勢崎市 沼田市 館林市 渋川市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 <u>邑楽館林医療企業団</u> 甘楽西部環境衛生施設組合 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 <u>富岡地域医療企業団</u> 下仁田南牧医療事務組合 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町清掃斎場組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合	共同設置する団体 沼田市 館林市 渋川市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 <u>邑楽館林医療企業団</u> 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 <u>富岡地域医療企業団</u> 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町清掃斎場組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合